

維持管理に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	詳細については、維持管理計画書のとおり				
	施設操業時の維持管理方法	詳細については、維持管理計画書のとおり				
	維持管理基準への対応状況	別記様式 50-1-2 のとおり				
	埋立終了後の施設の維持管理办法	詳細については、維持管理計画書のとおり				
	施設整備・点検の頻度	詳細については、維持管理計画書のとおり				
維持管理に関する記録及び閲覧方法	閲覧場所	(株)マテック苫小牧支店第2事業所(管理棟)				
	閲覧対応日時	月曜から土曜の 9:00~16:00				
	記録する事項、記録の時期及び備え置く期間	詳細については、維持管理計画書のとおり				
異常時の連絡体制	別添「緊急連絡体制図」のとおり					
排ガスの性状等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度	
ばいじん (g/Nm ³)						
硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)						
窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)						
塩化水素 (mg/Nm ³)						
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)						

※騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

(日本工業規格 A 4)

別記様式 50-1 (最終処分場用)

(第2面1/2)

放流水の水質等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	1回/月
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	≤20mg/L	≤60mg/L	≤60mg/L	≤60mg/L	
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	-	-	-	≤90mg/L	
浮遊物質量 (SS) (mg/L)	≤10mg/L	≤10mg/L	≤10mg/L	≤60mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油) (mg/L)	≤5mg/L	≤5mg/L	≤5mg/L	≤5mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物性油) (mg/L)	≤30mg/L	≤30mg/L	≤30mg/L	≤30mg/L	
フェノール類含有量 (mg/L)	≤5mg/L	≤5mg/L	≤5mg/L	≤5mg/L	
銅含有量 (mg/L)	≤3mg/L	≤3mg/L	≤3mg/L	≤3mg/L	
亜鉛含有量 (mg/L)	≤2mg/L	≤2mg/L	≤2mg/L	≤2mg/L	
溶解性鉄含有量 (mg/L)	≤10mg/L	≤10mg/L	≤10mg/L	≤10mg/L	
溶解性マンガン含有量 (mg/L)	≤10mg/L	≤10mg/L	≤10mg/L	≤10mg/L	
クロム含有量 (mg/L)	≤2mg/L	≤2mg/L	≤2mg/L	≤2mg/L	
大腸菌群数 (個/cm³)	≤日間平均 3,000 個/cm³	≤日間平均 3,000 個/cm³	≤日間平均 3,000 個/cm³	≤日間平均 3,000 個/cm³	
窒素含有量 (mg/L)	-	-	-	≤120mg/L (日間平均 60mg/L)	
燐含有量 (mg/L)	-	-	-	≤16mg/L (日間平均 8mg/L)	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	≤0.005mg/L	≤0.005mg/L	≤0.005mg/L	≤0.005mg/L	
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	1回/年
鉛及びその化合物 (mg/L)	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	
有機燐化合物 (mg/L)	≤1mg/L	≤1mg/L	≤1mg/L	≤1mg/L	
六価クロム化合物 (mg/L)	≤0.5mg/L	≤0.5mg/L	≤0.5mg/L	≤0.5mg/L	
ヒ素及びその化合物 (mg/L)	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	
シアン化合物 (mg/L)	≤1mg/L	≤1mg/L	≤1mg/L	≤1mg/L	
ポリ塩化ビフェニル (PCB) (mg/L)	≤0.003mg/L	≤0.003mg/L	≤0.003mg/L	≤0.003mg/L	
トリクロロエチレン (mg/L)	≤0.3mg/L	≤0.3mg/L	≤0.3mg/L	≤0.3mg/L	
テトラクロロエチレン (mg/L)	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	
ジクロロメタン (mg/L)	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	
四塩化炭素 (mg/L)	≤0.02mg/L	≤0.02mg/L	≤0.02mg/L	≤0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	≤0.04mg/L	≤0.04mg/L	≤0.04mg/L	≤0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	≤1mg/L	≤1mg/L	≤1mg/L	≤1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	≤0.4mg/L	≤0.4mg/L	≤0.4mg/L	≤0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	≤3mg/L	≤3mg/L	≤3mg/L	≤3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	≤0.06mg/L	≤0.06mg/L	≤0.06mg/L	≤0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロパン (mg/L)	≤0.02mg/L	≤0.02mg/L	≤0.02mg/L	≤0.02mg/L	

放流水の水質等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度
チウラム (mg/L)	≤0.06mg/L	≤0.06mg/L	≤0.06mg/L	≤0.06mg/L	1回/年
シマジン (mg/L)	≤0.03mg/L	≤0.03mg/L	≤0.03mg/L	≤0.03mg/L	
チオベンカルブ (mg/L)	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	≤0.2mg/L	
ベンゼン (mg/L)	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	
セレン及びその化合物 (mg/L)	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	≤0.1mg/L	
1,4ジオキサン (mg/L)	≤0.5mg/L	≤0.5mg/L	≤0.5mg/L	≤0.5mg/L	
ほう素及びその化合物 (mg/L)	≤50mg/L	≤50mg/L	≤50mg/L	≤50mg/L	
ふつ素及びその化合物 (mg/L)	≤15mg/L	≤15mg/L	≤15mg/L	≤15mg/L	
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	≤200mg/L	≤200mg/L	≤200mg/L	≤200mg/L	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	≤10pg-TEQ/L	≤10pg-TEQ/L	≤10pg-TEQ/L	≤10pg-TEQ/L	

特定施設の設置に係る事業計画書からの修正事項

第10章 維持管理に関する計画のうち、P10-10 「表-2 地下水水質の検査項目及び頻度」について、詳細検討した結果、法令等に無い「(26) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、「(27) ふつ素」、「(28) ほう素」の3項目について削除し、以降の番号を繰り上げることとしました。

以上

維持管理計画

当該施設の使用にあたっては、管理責任者が安全面・衛生面等に細心の注意をはらい、整理整頓を旨として、衛生的かつ安全な維持管理を徹底する。

維持管理は、「産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」を遵守する。

また、図5-1に産業廃棄物受け入れ時のフローを示す。

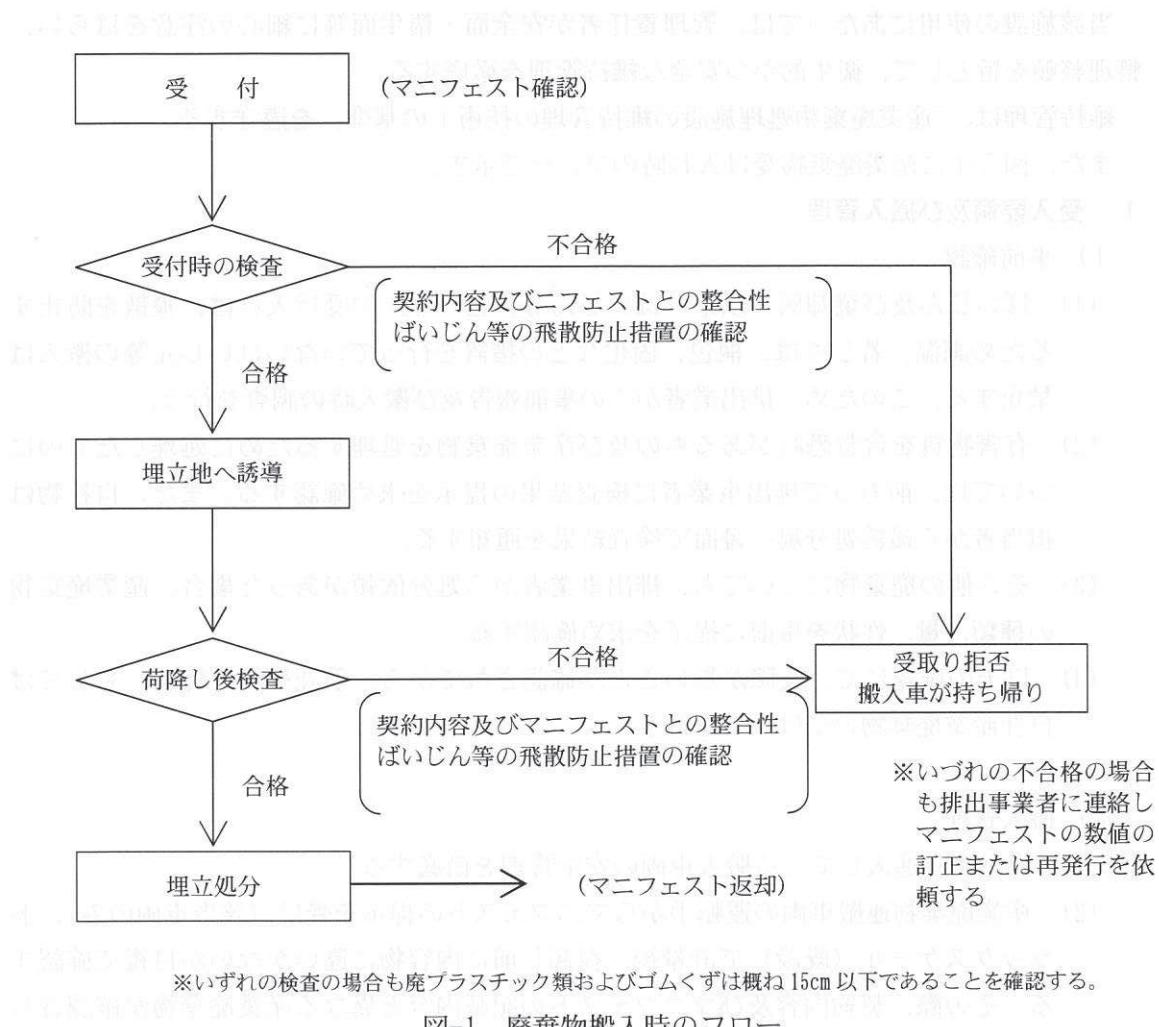
1. 受入要領及び搬入管理

1) 事前確認

- (1) ばいじん及び焼却灰（以下「ばいじん等」という）の受け入れは、飛散を防止するため調湿、若しくは、梱包、固化などの措置を行っていないばいじん等の搬入は禁止する。このため、排出業者からの事前報告及び搬入時の調査を行う。
- (2) 有害物質を含む恐れがあるもの及び産業廃棄物を処理するために処理したものについては、前もって排出事業者に検査結果の提示を求め確認する。また、自社物は担当者から最終処分場へ書面で検査結果を通知する。
- (3) その他の廃棄物についても、排出事業者から処分依頼があった場合、産業廃棄物の種類、量、性状を事前に提示を求め確認する。
- (4) 以上の確認にて、支障が無いことが確認されてから、委託契約を締結、もしくは自社産業廃棄物の受け入れを行う。

2) 搬入管理

- (1) 場外より進入してくる搬入車両の安全管理を徹底する。
- (2) 産業廃棄物運搬車両の運転手からマニフェストの提示を受け（該当車両のみ）、トラックスケール（既設）で計量後、荷卸し前に内容物に違いがないか目視で確認する。その際、契約内容及びマニフェストの記載内容と異なる産業廃棄物が確認された場合は受入を拒否する。
- (3) 埋立地での荷卸し後に異物の混入が確認された場合は、異物もしくは全部を持ち帰らせ、必要に応じて契約内容及びマニフェストの修正を求める。
- (4) 埋立られた産業廃棄物の種類と数量及び維持管理に当たって行った点検、検査、その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。
- (5) 運搬車退出時に車両が泥等で汚れた場合は、洗車スペース（既設）で汚れを落としてから退出する。
- (6) 従業員には受入、受付、埋立管理を徹底させるため、マニュアルを作成する。



2. 埋立管理

- 1) 埋立場所等の移動に伴う取付道路の整備及び搬入車両の誘導ならびに提示を徹底する。
- 2) 廃プラ、ゴムくずは 15cm 以下のもののみ受け入れ、埋立を行う。
- 3) 層状埋立を遵守し、十分な転圧を行う。
- 4) 埋立用としてブルドーザー等を常備する。
- 5) 廃棄物の飛散及び火災防止のため、必要に応じて飛散防止等覆土を行う。また、初期消火用に消火器を事務所内（既設）に 1 本設置する。
- 6) 処分場外に悪臭が発散しないように必要に応じて飛散防止等覆土の実施または、消臭剤を散布する。
- 7) ねずみの生息及び害虫の発生を防ぐため必要に応じて飛散防止等覆土の実施または、殺虫剤を散布する。
- 8) 法面付近の埋立作業には遮水工の損傷防止のために特に慎重な作業を行う。
- 9) 堅型ガス抜き管は計画的に継ぎ足すこととし、ガス抜き設備の近くで作業する際は、損壊しないように慎重に作業する。
- 10) 浸出水調整池は冬季の安定稼動を考慮し、冬季にかかる前に浸出水を浸出水連絡管管頂程度 ($H=0.6m$ 程度) まで貯めた状態とし、冬季間はその状態を維持する。雪融けが始まる頃から調整池を空にするよう運転管理を行なう。

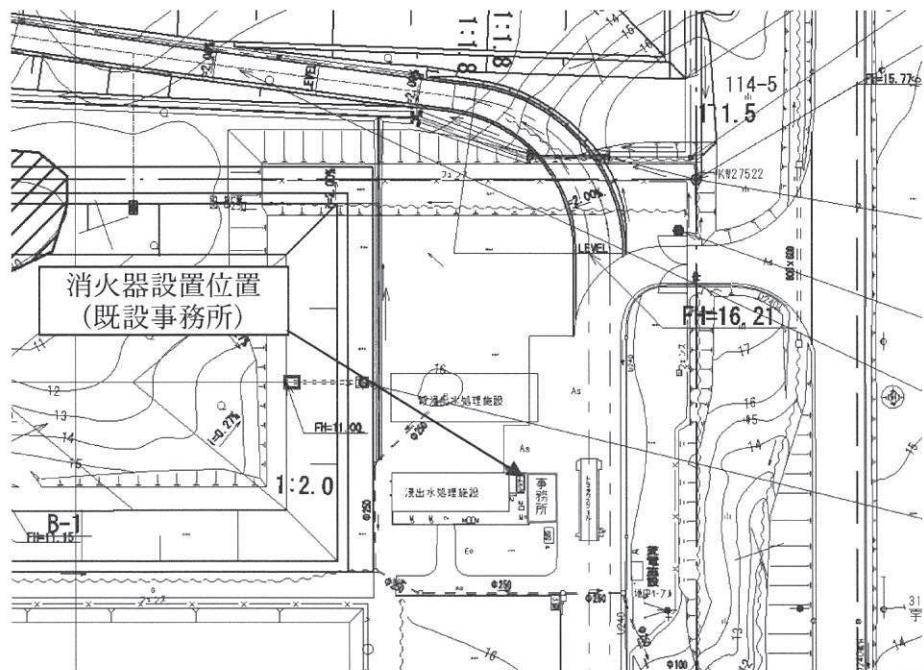


図-2 消火器設置位置図

3. 浸出水処理施設の維持管理

- 1) 放流水は表-1に示す水質及び測定頻度で管理する。(廃止まで同一とする。)
 - 主要項目の測定頻度
 - イ. 排水基準等に係わる項目について1回/年以上水質を測定・記録する。
 - ロ. 水素イオン濃度、BOD、SSについて1回/月以上測定・記録する。
- 2) 放流水の水質が排水基準等に適合するように維持管理する。万が一排水基準の基準値を超過した場合は、ただちに放流を停止し、胆振総合振興局環境生活課に連絡する。
- 3) 低水期及び増水期には、別途定める維持管理マニュアルにより適正な処理が行えるように管理する。
- 4) 高負荷時及び低負荷時にも適正に処理が行えるように運転管理する。
- 5) 設計値以上の大雨時には、浸出水の一時滞留等の対策を行うことにより、浸出水調整池のオーバーフロー等を防止する。
- 6) 浸出水処理施設維持管理マニュアルを作成し、従業員に周知、徹底する。当該マニュアルで解決できない問題が発生した場合は、適切に調整、交換、修理等を行い、施設の稼働状況を良好な状態に保つ。

図-3 浸出水処理大腸菌検査

表-1 放流水質の設定及び測定頻度

()は日平均値。

水質項目	単位	設定基準	測定頻度	
			年1回以上	月1回以上
(1) アルキル水銀化合物	—	検出されないこと	○	
(2) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l以下	0.005	○	
(3) カドミウム及びその化合物	mg/l以下	0.1	○	
(4) 鉛及びその化合物	mg/l以下	0.1	○	
(5) 有機燐化合物(バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びエチルバラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	mg/l以下	1	○	
(6) 六価クロム化合物	mg/l以下	0.5	○	
(7) 硒素及びその化合物	mg/l以下	0.1	○	
(8) シアン化合物	mg/l以下	1	○	
(9) ポリ塩化ビフェニル	mg/l以下	0.003	○	
(10) トリクロロエチレン	mg/l以下	0.3	○	
(11) テトラクロロエチレン	mg/l以下	0.1	○	
(12) ジクロロメタン	mg/l以下	0.2	○	
(13) 四塩化炭素	mg/l以下	0.02	○	
(14) 一・二-ジクロロエタン	mg/l以下	0.04	○	
(15) 一・一-ジクロロエチレン	mg/l以下	1.0	○	
(16) シス-一・二-ジクロロエチレン	mg/l以下	0.4	○	
(17) 一・一・一-トリクロロエタン	mg/l以下	3	○	
(18) 一・一・二-トリクロロエタン	mg/l以下	0.06	○	
(19) 一・三-ジクロロプロパン	mg/l以下	0.02	○	
(20) チラウム	mg/l以下	0.06	○	
(21) シマジン	mg/l以下	0.03	○	
(22) チオベンカルブ	mg/l以下	0.2	○	
(23) ベンゼン	mg/l以下	0.1	○	
(24) セレン及びその化合物	mg/l以下	0.1	○	
(25) 一・四-ジオキサン	mg/l以下	0.5	○	
(26) ほう素及びその化合物	mg/l以下	50	○	
(27) ふっ素及びその化合物	mg/l以下	15	○	
(28) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l以下	200*	○	
(29) 水素イオン濃度(水素指数)	—	5.8~8.6	○	
(30) 生物化学的酸素要求量	mg/l以下	60	○	
(31) 浮遊物質量	mg/l以下	10	○	
(32) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l以下	5	○	
(33) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l以下	30	○	
(34) フェノール類含有量	mg/l以下	5	○	
(35) 銅含有量	mg/l以下	3	○	
(36) 亜鉛含有量	mg/l以下	2	○	
(37) 溶解性鉄含有量	mg/l以下	10	○	
(38) 溶解性マンガン含有量	mg/l以下	10	○	
(39) クロム含有量	mg/l以下	2	○	
(40) 大腸菌群数	個/cm ³ 以下	(3,000)	○	
ダイオキシン類	pg-TEQ/l以下	10	○	

* 11につきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下。
注) 設定基準は原則として現時点での法基準と同一とした。

4. 地下水の管理

下記水質検査の結果、水質の悪化または基準値を超過した際には、胆振総合振興局環境生活課に連絡する。

(1) 最終処分場の周縁の 2ヶ所の地下水観測井戸から採取した地下水の水質検査を次により行う。

- イ. 埋立開始前に表-2 の地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録する。
- ロ. 埋立開始後、表-2 の地下水等検査項目を 1 年に 1 回以上測定・記録する。
- ハ. 埋立開始後、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を 1 ヶ月に 1 回測定・記録する。
- 二. 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに表-2 の地下水等検査項目についても測定・記録する。
- ホ. 表-2 の地下水等検査項目に係わる水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、その原因の調査、その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。

表-2 地下水水質の検査項目及び頻度

水 質 項 目	検査基準 (単位は以下)	測定頻度		
		埋立前	埋立開始後から 廃止まで	
			年1回 以上	月1回 以上
地下水等検査項目	(1) アルキル水銀	検出されないこと	○	○
	(2) 総水銀	0.0005mg/l	○	○
	(3) カドミウム	0.01 mg/l	○	○
	(4) 鉛	0.01 mg/l	○	○
	(5) 六価クロム	0.05 mg/l	○	○
	(6) 硼素	0.01 mg/l	○	○
	(7) 全シアン	検出されないこと	○	○
	(8) ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	○	○
	(9) トリクロロエチレン	0.03 mg/l	○	○
	(10) テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	○	○
	(11) ジクロロメタン	0.02 mg/l	○	○
	(12) 四塩化炭素	0.002 mg/l	○	○
	(13) 一・二-ジクロロエタン	0.004 mg/l	○	○
	(14) 一・一-ジクロロエチレン	0.1 mg/l	○	○
	(15) 一・二-ジクロロエチレン	0.04 mg/l ^{*2}	○	○
	(16) 一・一・一-トリクロロエタン	1 mg/l	○	○
	(17) 一・一・二-トリクロロエタン	0.006 mg/l	○	○
	(18) 一・三-ジクロロプロパン	0.002 mg/l	○	○
	(19) チウラム	0.006 mg/l	○	○
	(20) シマジン	0.003 mg/l	○	○
	(21) チオベンカルブ	0.02 mg/l	○	○
	(22) ベンゼン	0.01 mg/l	○	○
	(23) セレン	0.01 mg/l	○	○
	(24) 一・四-ジオキサン	0.05 mg/l	○	○
	(25) 塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l	○	○
	(26) 塩化物イオン	*1	○	○
	(27) 電気伝導率		○	○
	(28) ダイオキシン類	1pg-TEQ/l	○	○

*1 塩化物イオン濃度または電気伝導率の測定において、万一異状が認められた場合、速やかに地下水等検査項目およびダイオキシン類濃度を測定し、かつ記録する。

*2 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレンの合計量

5. 施設の管理

1) 一般事項

- (1) 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入ることができないように飛散防止柵兼用の柵を設置する。
- (2) 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札については、常に見やすい状態にしておくとともに、表示する内容に変更が生じた場合は、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。
- (3) 処分場周囲に設置した雨水排水設備の機能が損なわれないように、堆積した土砂等は定期的に除去し、損傷等があった場合には補修を行う等必要な措置を講ずる。
- (4) 冬期間においても浸出水処理施設の性能を維持するため、加温など適正な水温の管理を行う。
- (5) 埋立地の残余容量について、1回/年以上測定を行い記録する。
- (6) 埋立終了後の維持管理のため、廃棄物処理法に基づく維持管理積立金の積立を行い、埋立終了後は積立てた維持管理積立金の取戻しにより、適切な維持管理を行う。
- (7) 埋立作業マニュアルを作成し、従業員に周知、徹底する。

2) 日常点検

点検頻度は埋立中毎日。ただし、堰堤のみ1回/週とする。また、埋立完了後は1回/月とする。

(1) 埋立地全般

点検箇所	点検内容	点検方法	異常時の措置
堰堤	堰堤へ廃棄物・土砂の堆積、雑草の繁茂・植生、堤体からの漏水、堤体の亀裂、法面の浸食・洗堀、法面のはらみだし、崩壊、崩落、堤体の膨潤、沈下、基礎地盤の沈下、地山の崩落、崩壊、堰堤の流出	目視	直ちに復旧
地下水集排水設備	地下水の有無、損傷、詰まり	目視	直ちに補修、清掃
遮水工	遮水シートの穴あき、引裂き傷、ひび割れ、異常な伸び、局部的な引き込み、膨らみ、へこみ、マットの膨らみ、へこみ、突っ張り、剥がれ、劣化状況、降雨後の湛水状況、固定工の持上がり	目視	直ちに補修
浸出水集排水設備	損傷、詰まり	目視のほか、降水量と運転時間	直ちに補修、清掃
調整池	破損、漏水、沈殿物	目視	直ちに補修、搬出*
ガス抜き設備	破損	目視	直ちに補修
雨水集排水施設	破損、土砂の堆積	目視	直ちに補修、清掃
囲い	破損	目視	直ちに補修
立札	破損	目視	直ちに補修
搬入道路	路面状況	目視	直ちに補修
場内道路	路面状況	目視	直ちに補修
浸出水処理施設	各設備	目視(監視盤含む)	直ちに補修

*調整池については日常点検の他に、天候、水量等勘案しながら浸出水処理に支障が無い範囲でスタッフ等により水位観測を1回/6月行い記録する。

3) 浸出水処理施設

(1) 浸出水処理施設の維持管理

イ. 放流水の水質が排水基準に適合するように維持管理する。万が一排水基準の基準値を超過した場合は、ただちに胆振総合振興局環境生活課に連絡する。

ロ. 浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずる。

ハ. 以下の項目を毎日行う。

点検設備・項目	点検方法	異常時の対応
前処理設備（スクリーン目詰り）	目視	直ちに補修、異物除去
加温設備（灯油残量、外観）	目視	直ちに補修、補充
油水分離設備（浮遊物量）	目視	直ちに補修
生物処理設備（空気量、配管）	目視	直ちに補修
凝集沈殿設備（配管）	目視	直ちに補修
薬注設備（薬品残量、ポンプ、配管）	目視	直ちに補修
高度処理設備（目詰り、充填剤量、配管、外観）	目視	直ちに補修
汚泥処理設備（配管、外観）	目視	直ちに補修
消毒設備（外観）	目視	直ちに補修

二. 浸出水処理施設運転における維持管理についての詳細は以下のとおりとする。

(1) 日常管理

当施設は汚泥の搬出を除き全自動運転である。したがって、基本的には日常監理は機器の目視点検及び監視盤の確認とする。

(2) 異常時の対応

施設の異常時（機器停止、薬品不足、自然災害、火災時等）には一旦全ての処理工程を停止し（マンホールポンプ室及び調整池ポンプ室のポンプを含む）、自動復帰せず担当職員が異常個所の確認、対策を行った後手動にて処理を再開する。

(3) 点検記録等

日常点検、定期点検の結果及び措置を記録保存する。

(4) 原水濃度の把握

水素イオン濃度 pH、BOD、SS、窒素、ノルマルヘキサン抽出物含有量（鉱油）の原水濃度を1回/1ヶ月、(12月～3月を除く)排水基準に係る項目を1回/年流量槽にて採取測定を行う。12月～3月については原水が発生した場合のみ上記頻度・項目で測定を行う。

(5) 放流水量の把握

放流水量はポンプ稼動時間積算計から（ポンプ稼動時間）×（ポンプ定格流量）にて毎日確認、記録する。(12月～3月を除く) 12月～3月については放流が発生した場合のみ上記頻度・項目で測定を行う。

(6) 放流濃度の把握

放流濃度は「2) 放流水の水質管理」に示す項目頻度で測定・記録する。

(7) 水温低下時の対処方法

水温低下時は加温設備（蒸気ボイラー）にて15℃以上に水温を設定した後、処理工程に進むよう運転管理を行う。（自動運転）

(8) 汚泥脱水機の運転及び脱水汚泥の搬出

脱水汚泥は埋立地へ定期的に搬出するが、原水水質により汚泥量が多くなった場合は搬出頻度をあげる。

4) 定期点検

点検箇所	点検内容	点検方法	点検頻度	異常時の措置
浸出水処理設備	全般	定期点検	1回/年	直ちに補修
地下水観測井	破損	目視	1回/年	直ちに補修
トラックスケール	全般	定期点検	1回/年	直ちに補修

5) 臨時点検

災害発生時に、第11章に示す「大雨時、地震時、火災発生時における対応策」に示す点検項目を点検する。

6. 設備に異常を生じた際の処置

- 1) えん堤、遮水工等の破壊、水質測定結果に異常が発生した場合は、産業廃棄物の受け入れを中止し関係方面に連絡をすると共にその原因を調査し、必要な措置を講じる。
- 2) 大雨・地震時には各設備の点検を行う。
- 3) 浸出水処理施設については、異常警報を担当職員に通報するシステムを設置するとともに、自動的に処理工程を停止し、担当職員が各設備の点検を行った後、処理を再開する。
- 4) 埋立地の周囲に設けた囲い(飛散防止柵と共に用)が破損した場合は直ちに補修を行う。
- 5) 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立て札について、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えを行う。
- 6) 浸出水調整池の定期点検の結果、浸出水調整池が破損のおそれがある場合は、速やかに必要な措置を講ずる。
- 7) 埋立地周辺に設置した雨水排水路について、破損及び流下能力不足が生じた場合は速やかに機能の回復を行う。

7. 埋立終了から廃止までの維持管理

- 1) 埋立終了後悪臭の防止、火災の防止、衛生害虫の発生防止のため約0.5mの最終覆土を行う。

- 2) 地下水の水質検査を表-2 の項目・頻度で行う。
- 3) 放流水の水質検査を表-1 の項目・頻度で行う。
- 4) 原水(浸出水)の水質検査(排水基準等に係る項目)を1回/6ヶ月行う。また、pH、BOD、SSについては1回/3ヶ月行う。(廃止に当っては、廃止申請の直前2年間以上(埋立終了後検査を含む)にわたり測定を行う)
ただし、一般に廃棄物は埋立終了後暫く安定化しないため、安定化の兆しが見えた時点で徐々に上記頻度まであげるものとし、それまでは表-1 の項目・頻度で行う。
- 5) ガスの測定は埋立が終了し最終覆土後に最初の測定を行なう。その際、ガスの発生が認められない場合は廃止の確認の申請直前までガスの測定は行なわない。また、ガスの発生が認められた場合は定期的にガスの測定を行い、その測定頻度は1回/3ヶ月とする。
- 6) 埋立地内の温度測定は、廃止の確認の申請直前に行う。
- 7) 最終覆土の損壊を防止するために定期的な点検を行うとともに、損壊が認められた場合は速やかに補修する。

8. 廃止の確認の申請及び廃止基準

廃止の確認の申請にあたっては、廃止基準を満たしていることを確認後申請する。以下に廃止基準の概要を示す。

- 1) 覆土等の措置により、悪臭及び衛生害虫等が発生しないこと。
- 2) 覆土、可燃性ガスの排除等の措置により火災の発生が防止されていること。
- 3) 地下水水質検査結果が地下水水質基準に適合していること。ただし、地下水水質が検査項目のいずれかにおいて適合しなくなるおそれがある場合は認められない。
- 4) 保有水(浸出水)水質が次に掲げる頻度で2年以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目で排水基準等に適合していること。
 - (1) 排水基準等「放流水の水質管理」に示す項目、設定基準
6ヶ月に1回以上
 - (2) pH、BOD、SS(表-1)「放流水の水質管理」に示す設定基準
3ヶ月に1回以上
- 5) 埋立地からのガス発生が認められないこと、もしくは埋立ガス発生量の増加が2年以上にわたって認められないこと。
- 6) 埋立地の内部が周辺の地中の温度と比べ異常な高温になっていないこと。

(「異常な高温になっていないこと」とは、周辺地中の温度の差が摂氏20度未満

であることを言う)

7) 覆土等により開口部が閉鎖されていること。(覆土等の覆いの損壊が認められないこと。)

8) 埋立地からの浸出水およびガス等による周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現在生じていないこと。

※3)、4)、5)についても埋立処分終了後に実施された検査結果が必要

9. その他必要な事項

1) 維持管理積立金を積み立てる。

10. 跡地利用計画

1) 最終覆土($t = 0.5m$)をした後、緑化する。

1.1. 維持管理の記録及び記録の閲覧方法

施設の点検及び水質検査の結果については、記録を作成し、(株)マテック苦小牧支店第2事業所（管理棟）に閲覧場所を設け、月曜から土曜の9:00～16:00まで閲覧可能（休業日を除く）とする。

記録・閲覧方法

埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量 擁壁等の点検を行った年月日及びその結果	翌月の末日までに備え置く。 点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
遮水工の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
遮水工の点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所 水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日 水質検査の結果の得られた年月日 水質検査の結果	結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日 上記措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
調整池の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
調整池の点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
浸出液処理設備の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
浸出液処理設備の点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
導水管、配管の凍結による損壊防止措置の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
水管、配管の凍結による損壊防止措置の点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌日の末日までに備え置く。
○記録は、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間備え置き、閲覧に供する。	
○閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まない。	

12. 維持管理に関する情報の公表

1) 公表する内容

- (1) 維持管理計画書：本章全体
- (2) 維持管理の情報：11. 維持管理の記録及び閲覧方法に記載されている項目
- (3) 会社情報：会社名、住所、代表者・役員氏名、設立年月日、営業履歴
- (4) 事業概要：事業内容
- (5) 施設概要：設置場所、施設の種類

2) 公表する時期及び期間

- (6) 維持管理計画書：許可取得後から、廃止までの間
- (7) 維持管理の情報：結果の得られた日等の属する月の翌月の末までに公表し、当該日から3年を経過するまで

3) 公表の方法

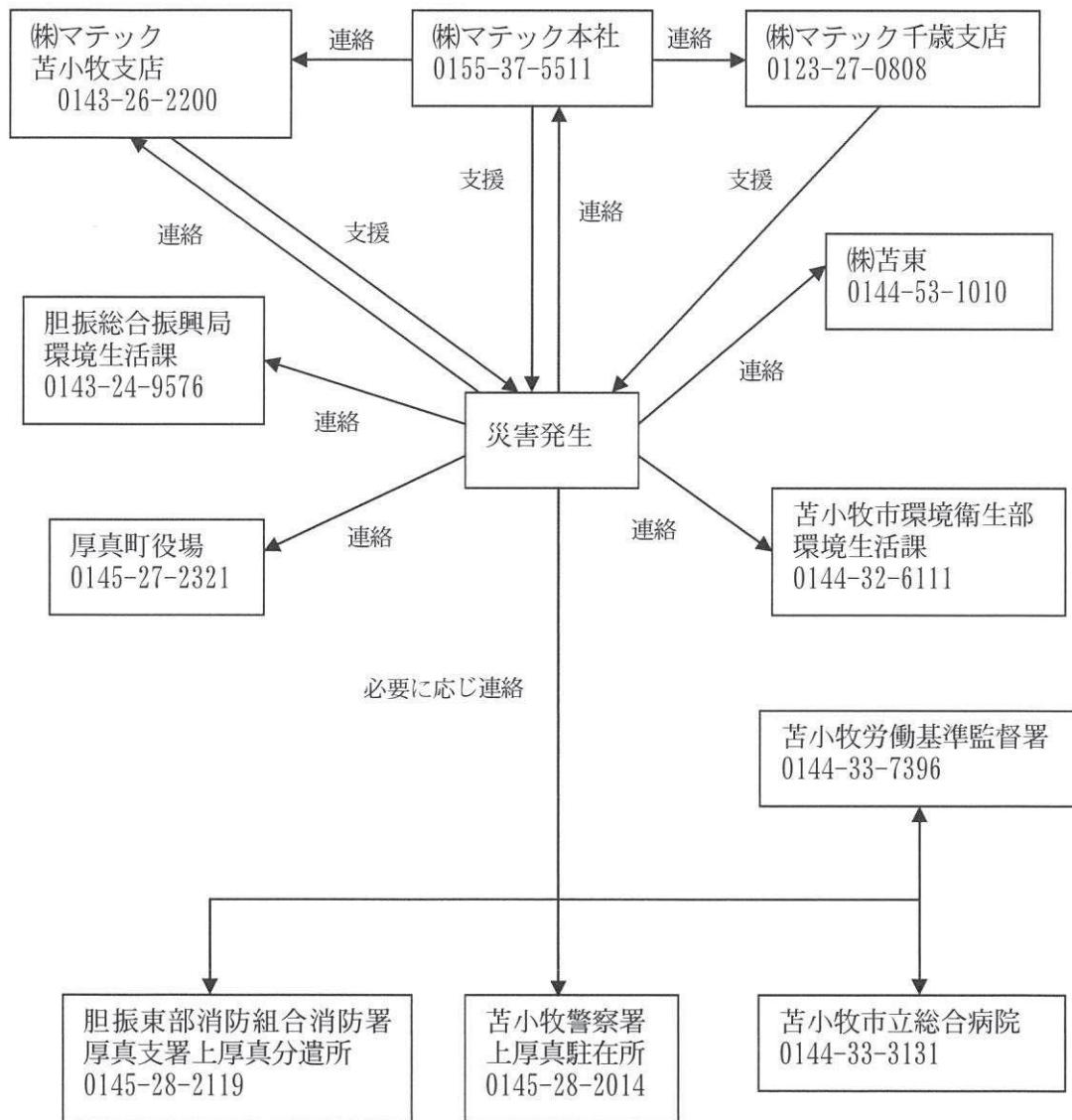
次のホームページで、インターネット公表を行う。

ホームページ名：株式会社マテック

URL：<http://www.matec-inc.co.jp/>

なお、ホームページ名やURLは、契約プロバイダーの都合によって変更される場合があります。

別添 緊急連絡体制図



別記様式50-1-2 維持管理基準等に適合するために講ずる措置の内容(管理型最終処分場)

維持管理基準(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令)

基 準		措 置 内 容
飛散・流出 (第1条第2項第1号)	埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 埋立地全周に飛散防止柵と兼用のネットフェンス (H=2.0m+忍び返し付+1mm目ネット付) を設置します。 必要に応じて飛散防止等覆土を実施します。
悪 臭 (第1条第2項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて飛散防止等覆土の実施または、消臭剤を散布します。
火 災 (第1条第2項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えておくこと。	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて飛散防止等覆土を実施します。 初期消火用に消火器を事務所(既設)に1本設置する。
衛生害虫等 (第1条第2項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて飛散防止等覆土の実施または、殺虫剤を散布します。
囲 い (第1条第2項第5号)	<p>埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。</p> <p>埋立が終了した埋立地を埋立以外の用に供する場合には、埋立地の周囲に設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埋立地全周に飛散防止柵と兼用のネットフェンス (H=2.0m+忍び返し付+1mm目ネット付) を設置します。
立 札 (第1条第2項第6号)	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講じます。
擁壁等の点検 (第1条第2項第7号)	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じます。
遮水工の砂等による被覆 (第1条第2項第8号)	埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 遮水工表面は損傷を防止するために下記の保護対策を行なっています。 <p>○底面部： 保護マット ($t=10\text{mm}$) +保護砂 ($t=500\text{mm}$)</p> <p>○法面部： 表面保護マット ($t=10\text{mm}$)</p>
遮水工の点検 (第1条第2項第9号)	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 遮水工を定期的に点検し、遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講じます。

基 準	措 置 内 容	
<p>地下水の水質検査 (第1条第2項第10号)</p> <p>埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。 ただし、地下水等の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回(イただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回)以上測定し、かつ、記録すること。 ただし、埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地下水モニタリング井戸は地下水の流向から2箇所設置しております。 埋立処分開始前に維持管理計画書に示す地下水等検査項目及び電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録します。 埋立処分開始後、維持管理計画書に示す地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 埋立処分開始後、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録します。 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。 	
<p>地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第1条第2項第11号)</p>	<p>地下水の水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境保全上必要な措置を講じます。
<p>被覆型埋立地における雨水流入防止 (第1条第2項第12号)</p>	<p>雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>—</p>
<p>調整池の点検 (第1条第2項第13号)</p>	<p>調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じます。

基 準	措 置 内 容
<p>浸出液処理設備の維持管理 (第1条第2項第14号)</p> <p>浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるよう に維持管理すること。</p> <p>浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、 異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 排水基準等に係る項目((2)に規定する項目 を除く。)について一年に一回以上測定し、かつ、記 録すること。</p> <p>(2) pH、BOD、COD、SS及び窒素含有量(別表第一 の備考4に規定する場合に限る。)について一月に 一回(埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等 の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が 生ずるおそれがないことが明らかな項目については、 一年に一回)以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理します。 万が一排水基準等の基準値を超過した場合は、ただちに放流を停止し、胆振総合振興局環境生活課へ連絡します。 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じます。 排水基準等に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について1年に1回以上測定し、かつ、記録します。 水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)について1月に1回以上測定し、かつ、記録します。
<p>防凍措置の点検 (第1条第2項第14号の2)</p> <p>導水管等に講じた防凍の措置の状況を定期的に点 検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置 を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 冬期間の調整池の水位を定期的に点検するとともに、異状を認めた場合は速やかに必要な措置を講じます。
<p>開渠等の維持管理 (第1条第2項第15号)</p> <p>埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から 埋立地へ流入するのを防止することができる開渠そ の他の設備の機能を維持するとともに、当該設備に より埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止 するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去そ の他の必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外周に設置した側溝(一部管)について機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止するため、側溝等に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講じます。
<p>発生ガスの排除 (第1条第2項第16号)</p> <p>通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除す ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 豊型及び法面ガス抜き管を設けて発生するガスを排除します。
<p>開口部の閉鎖 (第1条第2項第17号)</p> <p>埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm 以上の土砂による覆いその他これに類する覆いに より開口部を閉鎖すること。</p> <p>雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地 であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業 廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、遮水層 に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆つた覆い 又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強 度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埋立終了後は最終覆土(t=50cm)にて開口部を閉鎖します。
<p>覆いの損壊防止 (第1条第2項第18号)</p> <p>閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止する ために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最終覆土の損壊を防止するために定期的な点検を行ふとともに、損壊が認められた場合は速やかに必要な措置を講じます。

基 準		措 置 内 容
残余容量の測定及び記録 (第1条第2項第19号)	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	・残余容量について1年に1回以上測定し、かつ記録します。
記録の作成及び保存 (第1条第2項第20号)	埋め立てられた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む)の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	・埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量、維持管理に当たつて行つた点検、検査、その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存します。また、石綿含有産業廃棄物の場合上記の他、埋立場所を示した図面を作成し、永久に保存します。

維持管理記録等及び維持管理積立金(法第15条の2の4において準用)

基 準		措 置 内 容
維持管理情報の公表 (第15条の2の3第2項)	産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。	・維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報はホームページでインターネット公表します。
記録・閲覧等 (第8条の4)	産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令の定めによるところにより、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関し、環境省令で定める事項を記載し、これと当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。	・記録の閲覧場所は下記の通りとしています。 苦小牧支店第2事業所（隣接する既設管理棟）
維持管理積立金 (第8条の4)	埋立処分の終了までの間、毎年度、特定産業廃棄物処理施設ごとに知事が通知する額の金額を維持管理積立金として積み立てなければならない。	・知事が通知する金額を維持管理積立金として積み立てます。

廃止基準(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令)

基 準	措 置 内 容
悪 臭 (第1条第3項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。 ・埋立終了後は最終覆土($t=50\text{cm}$)にて開口部を閉鎖します。
火 災 (第1条第3項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。 ・埋立終了後は最終覆土($t=50\text{cm}$)にて開口部を閉鎖します。また、豊型及び法面ガス抜き管を設けて発生するガスを排除します。
衛生害虫等 (第1条第3項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。 ・埋立終了後は最終覆土($t=50\text{cm}$)にて開口部を閉鎖します。
地下水の水質 (第1条第3項第5号)	地下水等の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。)が認められない場合においては、この限りでない。 地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に現に適合していないこと。 地下水の水質の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合しなくなるおそれがあること。 ・廃止に際して以下の地下水等の水質検査を維持管理計画書「4表-2」に示す表の項目・頻度で行い、基準に適合していることを確認します。
保有水等の水質 (第1条第3項第5号)	保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目及び頻度で2年以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。 (1) (2)を除く排水基準等に係る項目 6月に1回以上 (2) 放流水pH、BOD、COD、SS及び窒素含有量 (別表第一の備考4に規定する場合に限る。)に規定する項目 3月に1回以上 ・保有水(浸出水)の水質検査(「3表-1」に示す項目)を1回/6ヶ月行う。また、pH、COD、SSについては1回/3ヶ月行います。(廃止に当っては、廃止申請の直前2年間以上(埋立終了後検査を含む)にわたり測定を行います) ただし、一般に廃棄物は埋立終了後暫く安定化しないため、安定化の兆しが見えた時点で徐々に上記頻度まであげるものとし、それまでは「3表-1」に示す表の項目・頻度で行います。
ガスの発生 (第1条第3項第7号)	埋立地からガスの発生がほとんど認められないと はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。 ・最終覆土後に1回実施し、その際、ガスの発生が認められない場合は廃止の確認の申請直前までガスの測定は行いません。また、ガスの発生が認められた場合は定期的にガスの測定を行い、その測定頻度は1回/3ヶ月とします。
温 度 (第1条第3項第8号)	埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になつていないこと。 ・廃止の確認の申請直前に行います。

基 準	覆 い (第1条第3項第9号)	措 置 内 容
	<p>厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。</p> <p>ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆つた覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埋立終了後は最終覆土($t=50\text{cm}$)にて開口部を閉鎖します。 最終覆土の損壊を防止するため定期的な点検を行うとともに、損壊が認められた場合は速やかに補修します。
被覆型埋立地の覆い (第1条第3項第10号)	雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	—
生活環境保全上の支障 (第1条第3項第11号)	埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないことを、埋立中からの維持管理記録、上記廃止に係る検査等から確認します。
構造基準への適合 (第2条第3項第3号)	地滑り防止工、沈下防止工、擁壁等、遮水工、地下水集排水設備、保有水集排水設備及び地表水流入防止のための開渠その他の設備が、構造基準に適合していないと認められないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁等、遮水工、地下水集排水設備、保有水集排水設備及び地表水流入防止のための開渠その他の設備が、構造基準に適合していることを、埋立中からの維持管理記録、上記廃止に係る検査等から確認します。